

第六章 加盟脱退及罰則

第四三條 本組合ニ加入セントスルモノハ申込用紙ニ所要ノ記入ヲナシ、本部又ハ支部ニ届出スルモノトス

第四四條 加入者ハ加入金二十錢ヲ納メ、メタル及組合員証、交付ヲ受ケベシ

第四五條 本組合ヲ脱退セントスル者ハ其ノ理由ヲ明記シテ所属支部ノ承認ヲ受ケ、メタル及組合員証ヲ返戻シ、脱退ト同時ニ組合費トシテ一切ノ權利ヲ失フモノトス

第四六條 本組合ハ左ノ各項ニ該当スル者ニ執行委員会ヨリ警告勸告シ、大会又ハ執行委員会ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ賛成ヲ以テ除籍スルヲ得

第四七條 本組合ハ本部ヲ東京市内ニ置キ、支部ハ東京市外ニ置キ、支部ノ設置ハ本部ノ承認ヲ得

第四八條 本組合ハ本部ヲ東京市内ニ置キ、支部ハ東京市外ニ置キ、支部ノ設置ハ本部ノ承認ヲ得

第四九條 本組合ハ本部ヲ東京市内ニ置キ、支部ハ東京市外ニ置キ、支部ノ設置ハ本部ノ承認ヲ得

第五〇條 本規約ハ大正十四年八月三十日より之を實施ス

第五一條 本規約ハ大正十四年八月三十日より之を實施ス

第五二條 本規約ハ大正十四年八月三十日より之を實施ス

第二節 理事會

第十七條 理事會は大会より次期大会までの決議機關にして、毎月一回定期に開催し、組合長之を召集す。但執行委員会必要と認めたる時は緊急理事會を開催するものとす。

第十八條 理事會は各支部より左の割合を以て選出される理事を以て構成す。

(一)百名未満二名、(二)百名以上百名を増す毎に一名を加へるものとす。但し端數半数以上なるときは一名を加へる事を得。

第十九條 執行委員は理事會に於て發言權を有するも決議權なし。

第二十條 理事會は理事三分の二以上出席するに非ざれば成立せず。

第 節 執行委員会

第二十一條 執行委員會は連帶責任をもつて大會及理事會の決議を執行す。但緊急必要ある場合は大會又は理事會の決議を俟たずして適宜の處置をなし、大會及理事會の事後承諾を経るものとす。

第二十二條 執行委員會は大會に於て選出されたる九名の執行委員を以て構成す。

第二十三條 執行委員會の内規は理事會の承認を経る事を要す。

第七章 附 則

第四九條 本組合は本部を東京市内におく。

第五〇條 本規約は大正十四年八月三十日より之を實施ス。

第五一條 本規約は大正十四年八月三十日より之を實施ス。

第五二條 本規約は大正十四年八月三十日より之を實施ス。

第五三條 本規約は大正十四年八月三十日より之を實施ス。

第五四條 本規約は大正十四年八月三十日より之を實施ス。

第五五條 本規約は大正十四年八月三十日より之を實施ス。

第五六條 本規約は大正十四年八月三十日より之を實施ス。

第五七條 本規約は大正十四年八月三十日より之を實施ス。

第五八條 本規約は大正十四年八月三十日より之を實施ス。

第五九條 本規約は大正十四年八月三十日より之を實施ス。

第六〇條 本規約は大正十四年八月三十日より之を實施ス。